島根県老人福祉施設整備費補助金に係る協議事務取扱要項

(目的)

第 1 条 この要項は、「島根県老人福祉施設整備費補助金」による整備事業を実施するにあたり、地域における状況を踏まえ、真に必要なサービス基盤の維持・整備を図っていくことを目的として、その協議手続きについて定める。

(協議手続き)

第2条 当該補助金を活用し、整備を計画する場合は、次の手順により協議を行うものとする。

(1)相談·助言

補助事業の実施を希望する事業者(以下「補助事業者」という。)は、県及び建設予定地の保険者(養護老人ホームの整備にあっては市町村)に整備計画概要をあらかじめ協議し、助言を受けること。

(2)整備計画書の作成

補助事業者は、様式1により「整備計画書」を作成し、整備予定年度の前年度の4月末日までに保険者(市町村)へ提出すること。

(3) 意見書の提出

保険者(市町村)は補助事業者から提出された「整備計画書」の内容を踏まえ、様式2により「意見書」を作成し、「整備計画書」の写しとともに速やかに県へ提出すること。

(4) 県での協議内容の確認

県において、提出のあった「整備計画書」及び「意見書」の内容について確認を行い、補助対象として認めた場合には内示を行う。なお、必要に応じて補助事業者及び保険者(市町村)に対して内容の説明を求めるものとする。

(整備計画書及び意見書作成における留意点)

- 第3条 「整備計画書」及び「意見書」の作成にあたっては、以下の項目を踏まえて地域における状況を詳しく記載するとともに、当該整備事業の必要性について記載すること。
 - (1) 地域におけるニーズ
 - ・将来的なニーズも含め、意向調査やデータ分析など根拠に基づいた整備計画となっていること。
 - ・介護保険事業計画に定めた整備計画との整合性が図れていること。
 - (2)施設の稼働状況

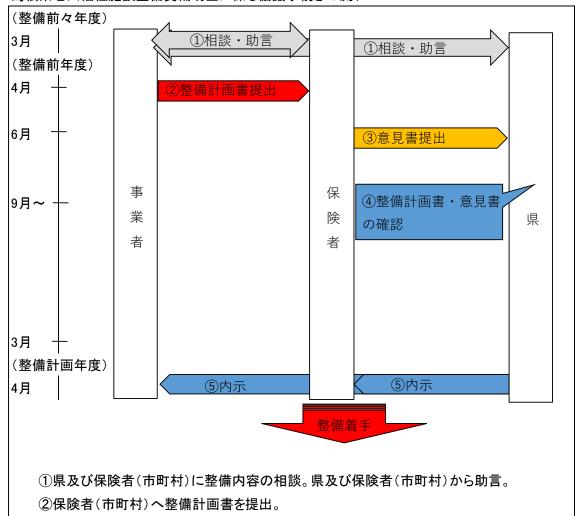
既存施設や近隣施設の稼働状況等を踏まえた整備内容となっていること。

(3)人材確保の見込み

必要な人材の確保が見込まれること。

第4条 広域保険者にあっては、構成市町村の意見も踏まえたうえで、意見書を作成すること。

島根県老人福祉施設整備費補助金に係る協議手続きの流れ



- ③②の内容を踏まえ、保険者において意見書を作成し、整備計画書(写)とともに県へ提出。
- ④県において②及び③の内容を確認。
- ⑤事業者への内示、保険者へ内示(写)を送付。
 - ※内示を以って承認とする